

日本学術振興会

論文博士号取得希望者に対する支援事業

令和 6(2024)年度分・募集要項

令和 5(2023)年 6 月

独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国の政府開発援助（ODA）の被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業（いわゆる RONPAKU）を実施します。

本事業は、これにより支援を受ける者（以下「論博研究者」という。）を我が国に招へいし、我が国の大学において論博研究者を受入れ、研究指導を行う者（以下「日本側研究指導者」という。）の指導の下で研究を行う機会を与えるとともに、日本側研究指導者に対しては、当該国を訪問し現地において論博研究者の所属する大学等の研究指導者（以下「相手国側研究指導者」という。）と協力して研究指導に当たる機会を提供するなど、論文博士号取得のための支援を行うものです。

なお、申請は日本側研究指導者が行うものとします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 対象国

我が国の政府開発援助（ODA）の被支援国のうち、以下の国・地域を対象とする。

アジア（含 中東）：アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、カンボジア、シリア、スリランカ、タイ、トルコ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、レバノン

アフリカ：アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト

NIS 諸国：アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン

※なお、パレスチナについても対象国に準じて取り扱う。

4. 申請資格（日本側研究指導者）

令和6(2024)年4月1日現在、我が国の国公立大学において、大学院博士課程を担当する常勤の教授又は准教授。

万が一、申請者（日本側研究指導者）に非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業に申請することができません。

5. 論博研究者候補者の要件

次に掲げる要件を全て備えている者。

- (1) 博士の学位を取得していない者。
- (2) 大学院の課程によらず、論文提出により、我が国の大学から博士の学位の取得を希望する者。
- (3) 一定の研究業績を有し、本事業により学位取得の見込みがあると認められ、かつ相手国側研究指導者及び所属機関長の推薦を受けている者。
- (4) 上記3. の対象国の国籍を有する者。
- (5) 対象国の大学等において、常勤の研究者としての地位を有している者、又は令和6(2024)年4月1日時点において有することが明らかである者。
- (6) 令和6(2024)年4月1日において年齢が45歳以下である者。

[注] (1) について、支援期間内に本事業によらず博士の学位を取得した場合は、支給経費の停止を含む所定の措置を講ずることとします。

[注] (6) について、出産・育児による休業等で研究活動の中断期間があった場合は47歳以下とします。その場合、日本側研究指導者の所属機関を通じて事前にご相談ください。

6. 採用予定数

約9名

7. 支援期間

令和6(2024)年4月1日に開始するものとし、3年以内。

8. 本会の支給経費（予定）

- (1) 支給総額1件あたり1会計年度につき120万円以内、総額360万円以内。
- (2) 支給経費の使途
旅費（招へい・派遣含む。）、物品費、謝金、その他
- (3) 支給方法等
 - ①事業の実施に要する業務については、日本側研究指導者の所属機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。
 - ②経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

9. 申請

- (1) 申請手続

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。（申請者（日本側研究指導者）や論博研究者候補者からの個別申請及び郵送による申請は受け付けません。）

詳細は、ウェブサイト上の「電子申請のご案内」から「国際交流事業」を参照してください。

電子申請のご案内 https://www-shinsei.jps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

① 申請者（日本側研究指導者）の手続

申請書を作成し、所属機関の指定の期限までに、電子申請システム上で所属機関に提出（送信）する。

申請書は下表のように構成されます。

様式番号	様式名 ・ ページ数	作成者	提出方法
Form1	申請書 P1～3	日本側研究指導者	電子申請システムに入力
	P4～7	日本側研究指導者	
Form2	候補者調書 8 ページ	論博研究者候補者	Form1～3 の順に 1 ファイルに結合し、電子申請システムにアップロード
Form3	推薦書 1 ページ	相手国側研究指導者及び所属機関長	

申請にあたっては本会所定の様式をウェブサイトからダウンロードして使用してください。新たな項目の追加や本来あるべき項目の変更・削除は認められません。また、様式に記載されている各項目が本来存在すべきページにない場合や別のページにまたがっている場合は不備書類として審査されることがあります。

Form1（申請書）の内容と Form2（候補者調書）の内容に齟齬がないようにしてください。国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある申請者（日本側研究指導者）及び論博研究者候補者は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にした上で作成してください。

また、相手国に入出国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。

様式のダウンロード <https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/applicationforms.html>

申請内容ファイルは以下の順に 1 ファイルに結合してください。

- 1 ファイル目： Form1_申請書 (P4～7_4 ページ)
- 2 ファイル目： Form2_候補者調書 (8 ページ)
- 3 ファイル目： Form3_推薦書 (1 ページ)

[注] 連合大学院等での日本側研究指導者の所属機関と学位申請予定大学が異なる場合は、予め、学位申請予定大学の下承を得てください。

② 申請者（日本側研究指導者）の所属機関の手続

電子申請システム上で、申請者（日本側研究指導者）が提出（送信）した申請書の内容を確認のうえ、以下の操作をおこなってください。

- (a) 「候補者リスト」の確定
- (b) 「候補者リスト一覧」画面から候補者リストをダウンロードし PDF ファイルを保管
- (c) 「操作証明書」をダウンロードし PDF ファイルを保管

(2) 本会の申請受付期限

申請受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者（日本側研究指導者）が所属機関長に申請書類を提出する期限は所属機関ごとに異なりますので、所属機関に必ず確認してください。

令和 5(2023)年 8 月 18 日（金） 17 : 00（必着）

※電子申請システムでの受付は、本会の申請受付期限の約 2 カ月前から開始します。

10. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

- ① 選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行われます。審査の詳細については、本会「論文博士号取得希望者に対する支援事業」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/selection.html>

- ② 審査方針は、以下のとおりです。

【審査方針】

- i) 論博研究者候補者に国際的な学術誌への掲載や受賞歴があるなど一定の研究実績があり、研究者としての成熟度が認められること。
- ii) 申請書の内容が、課程によらず論文提出による学位取得にふさわしいものであり、本事業の支援期間内（3年以内）に学位取得の見込みがあると認められること。
- iii) 申請者（日本側研究指導者）が適切であり、論博研究者候補者との連絡等が十分で、研究指導計画が具体的であること。
- iv) 論博研究者候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 書面審査の評点ばかりでなく、理由、意見等にも十分配慮すること。
- vi) 審査の判定は、採用・不採用の2種とすること。

[注] 所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するにあたって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。）に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む。）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

(2) 選考結果の通知

- ① 選考結果については、令和 5(2023)年 12 月下旬頃（予定）に本会理事長から所属機関の長に文書で通知します。採否を問わず、本会から論博研究者への通知を直接行うことはありません。
- ② 採用された論博研究者及び日本側研究指導者の氏名、研究課題名等を本会のウェブサイト上で公開します。
- ③ 不採用となった場合申請者（日本側研究指導者）には全申請におけるおよその位置付けを

開示します。

[開示内容]

不採用の申請を以下の3段階に区分し、およその位置付けを示します。また、参考のため、全申請数及び採用者数を示します。

不採用A（不採用の中で上位）

不採用B（不採用の中で中位）

不採用C（不採用の中で下位）

[注] 選考及び結果の通知に関する個別の問合せには応じられません。

11. 研究指導の実施

- (1) 論博研究者は、支援期間中、本会が承認した計画に従って来日し、日本側研究指導者の指導の下で研究を行うものとします。来日回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (2) 日本側研究指導者は、支援期間中、必要に応じて本会の承認する計画に従って当該国を訪問し、論博研究者の研究指導を行うものとします。訪問回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (3) 1会計年度につき、来日日数及び訪問日数の延べ日数が30日以上となるよう計画してください。
- (4) 本会は、日本側研究指導者から提出される論博研究者の研究の進展状況報告に基づき、次年度への支援の継続の可否を決定し、日本側研究指導者の所属機関の長を通じて通知します。
- (5) 論博研究者の研究遂行上必要であると認められる場合には、日本側研究指導者により本会に届け出があった研究指導協力者が必要な指導を行うことができます。研究指導協力者は我が国の大学等学術研究機関に勤める常勤の研究者とします。研究指導協力者は、日本側研究指導者同様に、論博研究者の受入指導に携わり、また論博研究者の所属機関を訪問して指導を行うことができます。

12. 論博研究者の義務

論博研究者は、以下の(1)及び(2)に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 論博研究者に、支援期間中、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の内外を問わず、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、本会は審査の中止、採択決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。
- (2) 論博研究者は、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等。以下「教育研究活動における不正行為」という。）を行わないように、文部科学省、本会及び日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。

13. 日本側研究指導者（研究指導協力者を含む。以下同様。）とその所属機関及び学位申請予定大学の役割

日本側研究指導者とその所属機関及び学位申請予定大学は、以下の(1)～(6)に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既

に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 日本側研究指導者は、論博研究者候補者及び相手国側研究指導者と事前によく連絡をとり、支援期間内の論文博士号の取得について十分に検討すること。また、論文審査等に係る学位申請予定大学内での各種要件について十分に確認すること。
- (2) 日本側研究指導者は、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の協力を得て、論文博士号取得のために必要な研究環境を整えること。また、研究指導のほか、論博研究者の来日前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む。）及び宿舍の確保その他、我が国での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 日本側研究指導者は論博研究者に対し、支援期間中すべての人権侵害行為を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。万が一、非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業及び外国人研究者招へい事業に申請することができない。
- (4) 日本側研究指導者は、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為を行わないように、文部科学省、本会、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (5) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、日本側研究指導者及び論博研究者に対し、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為が行われることがないように、文部科学省、本会及び当該機関の定めるルール（不正使用・不正行為を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- (6) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、論博研究者の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これら問題について報告をすること。

14. 研究活動における不正行為及び研究費の不正使用等への対応

本会は、日本学術振興会「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号、以下「規程」という。）において、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて必要な事項を定めています。特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合、同規程に基づき措置を講じます。規程は以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.jspss.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

15. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

16. 研究倫理教育の履修義務

本事業に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、別途指定する期日までに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育を受講すること又は下記の研究倫理教育に関する教材の通読・履修をすることが必要です。

・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

・APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)

申請した課題が採択された後、研究代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

17. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採用された場合、論博研究者の氏名、日本側研究指導者の所属機関・職・氏名、学位申請予定大学、博士論文題目・要旨及び研究の進捗状況等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

特に EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる研究課題においては、「GDPR (General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPR の詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

18. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保してい

ただくことが重要です。

19. 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※ 1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※ 1）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※ 2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

（※ 2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※ 3）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

（※ 3）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正

輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください（国際情勢等を踏まえ規制が変化していることがあります。）。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・ 外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

20. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

平成 28(2016)年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28(2016)年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29（2017）年 2 月 17 日付けで「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、下記を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

21. その他の注意事項

- (1) 各国における学位の認証に係る条件をあらかじめ論博研究者候補者に確認させるようにしてください。
- (2) 本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。また、論博研究者が採用された後に、次のいずれかに該当すると本会が判断した場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。
 - ①申請書又は本会への提出書類の記載事項に虚偽、転用、その他不正な記載があった場合
 - ②支援期間内に論文博士号の取得が不可能、若しくは著しく困難となった場合
 - ③論博研究者が、自国において常勤の研究者としての地位を有しなくなった場合
 - ④論博研究者が、本事業の支援によらず博士学位を取得した場合
 - ⑤論博研究者が日本国法令に違反した場合

⑥本会の指示に従わない場合その他本会に不利益を与えた場合

⑦その他相当の理由により、取り消し又は取止めがやむを得ないと振興会が判断した場合

(3) 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(例) 和文:本研究は、独立行政法人日本学術振興会の「論文博士号取得希望者に対する支援事業」の助成を得た。

英文: This work was supported by JSPS RONPAKU (Dissertation Ph.D.) Program.

(4) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

(5) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会 (実施方針)

https://www.jspss.go.jp/data/Open_access.pdf

【参考1:「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考2:オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

①従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間 (エンバゴ) (※1) 後

(例えば6ヶ月後)、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ (※2) 又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開 (セルフアーカイブ) (※3) することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

②研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法

③論文の著者が掲載料 (APC: Article Processing Charge) を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム (リポジトリ) などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属機関）が、ウェブサイト（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

22. JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1人1人が世界で活躍する一助となることを目指しています。また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

<https://www-jspns-net.jspns.go.jp/>

23. 連絡先

独立行政法人日本学術振興会 人物交流課「論博事業」担当

住所：〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

電話：(03)3263-2368 メールアドレス：ronpaku【*】jspns.go.jp

(注)【*】を@に置き換えてください。